

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく

都道府県への権限移譲について

平成 27 年 5 月 25 日

全国知事会

【提案事項】

- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査の都道府県への権限移譲

【根拠法令等】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

第 6 条、第 87 条

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令

第 24 条、第 25 条、第 26 条

【全国知事会意見】

- ・ 指導、助言、報告受理、立入検査の権限のほか、特定事業者の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点を検証するために、手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。
- ・ 自治事務に区分されるものと考えられるため、国による指示権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメルクマールの範囲内とすべき。
- ・ なお、指導・助言、報告徴収・立入検査に限った移譲であれば、「手挙げ方式」による移譲とされたい。